

## 第72回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成29年7月6日（木）16:30～18:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

野辺地 勉（公認会計士）

山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）

【審議協力者】

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課 江刺課長、土生企画官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

4 議 題 個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第72回サービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。委員・専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中、また非常に暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。私が部会長を務めさせていただきます早稲田大学の西郷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の審議案件は6月27日の第110回統計委員会において総務大臣から諮問された「個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更」についてお諮りいたします。

部会の構成につきましては、参考1になりますが、この部会所属委員の宮川委員と野呂委員のほか、本審議のために専門委員として、公認会計士の野辺地専門委員と東京商工会議所の山本専門委員にも御参加いただいております。専門委員のお二人から、一言ずつ御

挨拶をお願いいたします。

○野辺地専門委員 野辺地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本専門委員 東京商工会議所の山本です。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

宮川委員は、遅れて御出席ということですので、審議は定刻どおり始めさせていただきます。

それでは、まず、本日の配布資料について、事務局から御説明をお願いします。

○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 本日の配布資料につきまして、資料番号は付しておりませんが議事次第、座席図、出席者名簿、それから6月27日の統計委員会において諮問した際に西村委員長から示された意見の要旨を1枚付けております。

その次に、資料1が統計委員会諮問時の資料、資料2が本件についての審査状況をまとめた審査メモ、資料3が審査メモの中で示した論点に対する総務省の回答となっております。

また、参考資料としまして、参考1が「委員名簿」、参考2が「日程」となっております。資料に過不足等がありましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。それでは審議に入りますが、それに先立ちまして私から3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、審議の進め方ですが、通常の部会と同じように、審査メモに沿って事務局から審査状況と論点を説明していただいて、各論点に対して調査実施者から御回答していただいた後に、それに対する質疑応答という形で進めてまいりますので、その点、御了承ください。

2点目はスケジュールですが、参考2でも示してあるとおり、目標といたしましては、今日を含めて2回の審議で答申案まで諮ることを目標としておりますが、場合によっては8月30日の予備日にもう1回部会を開くということもありますので、その点、御了承ください。答申案をこちらでお諮りした後、9月の統計委員会で答申案を諮るというような算段となっております。それが2点目です。

3点目は、本日、開始時刻が16時30分ということで、通常よりは少し遅く、そしてその結果、終了時間が18時30分という少し遅めの設定となっております。一応こちらの目標としては18時30分に終わるということを考えておりますが、審議の状況に応じて予定時間を若干過ぎる場合もあります。その場合には、あらかじめ予定のある方は御退席していただいて結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。まずは事務局から諮問の概要について御説明をお願いいたします。また、先ほど資料の確認のときに御案内がありましたが、諮問時の統計委員会において西村委員長から意見が出されておりますので、それについても併せて御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは御説明をいたします。資料といたしましては資料1の最後に【資料1の参考】として諮問第105号の概要というものがあろうかと思っておりますので、そちらに基づいて御説明をしたいと思います。個々の内容につきましては、また審査メモの中でもお話をしますが、まずは今回の諮問の全体像ということでお話をさせていただければと思います。

まず1ページが、この調査の現時点における概要をまとめたものです。この調査は名称が示しますとおり個人企業、その経営実態を明らかにすることを目的とするというのですが、現状におきましては製造業、商業部門、そしてサービス業の一部ということで範囲は限られています。その結果として報告者数も3,700と比較的少ないものになっています。

調査系統といたしましては、現在、都道府県経由の調査員調査という形で行われています。また、調査の構成といたしましては四半期ごとの動向調査、年に1回の構造調査、この2種類から成り立っております。このうち右側ですが、構造調査で申し上げますと、3月調査で7月公表というのが今までのスケジュールで行われています。以上が調査の概要ということになります。

続きまして2ページ目、この調査の主な利活用を挙げております。資料では大きく2つに区分いたしまして、行政施策上の利用、それからもう1つは国民経済計算での利用を挙げておきました。行政施策上の利用につきましては、税制改正における租税特別措置の検討資料、あるいは小規模企業白書の分析の資料というものを例示として挙げております。また、国民経済計算の利活用につきましては、年次推計・四半期推計、それぞれについて活用されているというのが現状です。

このような利活用のある調査について、今回見直しがなされるということですが、申請に及んだ背景ということで、3ページ目、次のスライドになりますが、どのようなことがあるのかをまとめておきました。見直しの背景としては、大きく3つ、要望がなされています。先ほど申し上げたとおり、現行では、対象産業が限定されていますので、その拡大が求められているということ、そして利活用のためには精度向上が必要であるとともに地域統計の利活用も進める必要があるというものです。それらに対応するためには、文字どおり、調査対象産業を広げ報告者数を増やすという必要があるのですが、今は四半期ごとの都道府県経由の調査員調査で行われています。現状の形のまま標本を拡大するというのは、県の事務を含めた事務量の大幅な増加ということにもなりますし、それはひいては集計スケジュールへの影響ということも懸念されます。ですので、今の形のままで単純に拡大することはなかなか難しい。

結果として実施方法について抜本的な見直しが必要という結論に至り、矢印の一番下に書いておりましたが、今考えられているのは四半期と年次、2本立てになっておりました調査を一本にする、年次調査に統合した上で、民間委託による郵送・オンラインで行う、そうすることで当初求められていた、調査対象産業を広げ報告者数を増やすということに対応できないかというのが、今回の計画です。

それでは、主な変更内容と、それらに係る論点を4ページからまとめております。平成31年度調査からということになりますが、今回調査計画がほぼ全面的に改められるという

こととなりますので、資料でも各事項について現行がどのように変わるのか、そしてそれらについての主な論点は何かという組み合わせで作っております。

まず、調査対象範囲の拡大ですが、現状、対象産業範囲が限られているというところを、ほぼ全産業に拡大するというものです。ただ、後ほども御説明をいたしますが、調査対象に引き続きならない産業もありますので、それらについて調査対象にしない理由の確認等が論点になろうかと思えます。

次に報告を求める事項・調査周期の関係ですが、現在、四半期の動向調査、年次の構造調査の2種類ですが、これについて、年次調査に一本化するということが計画されています。この部分の論点といたしましては、調査を一本化する際の調査事項の取捨選択の考え方、それから以前から検討が求められている電子商取引への対応、6月に調査をずらす理由、他調査との関係というようなことを論点として考えております。

次の5ページに参りますが、報告者数と調査期間の変更です。調査対象産業の拡大を踏まえまして、今回、標本設計上の層化基準を細かくすることが予定されているのですが、その結果として標本数が3,700から37,000に増えるということが予定されています。現状では、報告者を毎年全部入れ替えるということが行われておりますが、これだけ多くの企業に協力を求めるということになりますので、変更後は3分の1ずつ入れ替える、ローテーション・サンプリングを導入することが計画されています。論点としては、このローテーション・サンプリング完全導入までの移行期間中の措置、あるいは層を細かく切ったことに伴って対象数もともと少ない層が発生するのではないかと、そうすることでローテーション・サンプリングに支障がないか、そのようなところが検討・確認事項かと考えております。

次のスライドの6ページ目になります。調査方法の変更です。これまで都道府県経由の調査員調査で行われてきたものについて、民間委託の郵送・オンラインに変更するという計画です。ただ、これまで調査員が記入指導など非常に丁寧な対応を行って下さっていた、その結果として回収が確保できていたというところがありますので、それがなくなることに對する対応措置、精度維持への対策ということが大きな論点になろうかと考えております。

次は集計事項の変更ですが、今回、標本数を拡大する、その1つの要因としては、地方統計、地域統計の活用ということでした。そのようなことも踏まえまして、都道府県別の表章の新設が大きな変更として挙げられています。ただ、対象数が少ない階層もありますので、集計上の留意が必要かということで論点に入れております。

次の7ページ目です。変更事項の最後ということになりますが、公表時期の変更を挙げております。比較上、同じ年次調査であります構造調査と比較しておりますが、現状は3月に調査をして7月に公表するというスケジュールですが、変更後の計画においては調査を6月に実施した後、翌年の3月までに公表するとされています。調査実施後9か月以内というふうに御理解いただければと思います。

また、※印を付しておりますが、ただし書きとして、今回調査を全面的に見直すということがありますので、初回の平成31年度調査につきましては平成32年度の結果と比較分析

した上で公表したいということで、平成32年12月の公表が予定されています。これまで、標本数が約3,700、そして調査員が四半期ごとに巡回をする、接触をしながら行っていたものが大きく様変わりいたします。また標本数も大幅に増えますので、精度確保のため、適切な回収・審査ということが必要です。相応の時間を要することはやむを得ないと思われるところですが、調査から公表までのスケジュール、利活用の支障というようなことについて確認をしていきたいと考えております。

以上が今回計画されている変更内容ということですが、審議に当たっての補足事項として※印で2つ脚注を追加しております。1つ目は、国民経済計算の推計に利用されているということも踏まえまして、審議の過程では内閣府との調整状況についても確認をさせていただきたいと思っています。それからもう1点、本調査から作成される統計は個人企業経済統計ですが、当初、統計委員会の未諮問基幹統計の審議対象になっておりました。ですので、今回の変更に合わせてニーズに対応した統計の作成といった未諮問基幹統計の論点も含めて確認をしたいと考えております。

以上が調査計画の変更内容になります。

説明が長くなって恐縮ですが、最後に1枚、スライドを付けております。今回の変更に伴う改正ですが、基幹統計の指定内容の変更も生じます。現在の指定内容につきましては、スライドの一番下の参考として載せております。今回このうち目的的部分が変更の対象になります。中段の「新」「旧」にありますとおり、現状は調査計画に沿って対象産業が限定列挙されておりますので、これを外すというものです。ですので、この部分につきましても統計法7条の規定に沿って併せて諮問事項に加えさせていただいております。

諮問の概要としては以上です。

続きまして、先ほど部会長からお話がありました、資料番号を特に付しておりませんが、先週の統計委員会で諮問した際に出された意見ということで御紹介をいたします。

「個人企業経済調査の諮問の際に示された御意見（要旨）」という1枚紙です。いつもながら脚注を付しておりますが、正式な議事概要につきましては統計委員会担当室が別途作成中ということで、暫定的なものということで受けとめていただければと思います。

統計委員会で出された御意見は西村委員長からの1点のみということで、まずは丁寧な審議をお願いしたいということ、それから本調査についてはビジネスサーベイとの関係も考えられるが、まだビジネスサーベイの基本的なことは決まっていない、ですので部会審議自体は従前どおり変更内容の適否について議論を進めていただければ結構である、ただ、将来的なことも頭の隅に置いて議論していただければ、そのようなコメントを頂戴いたしました。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明について、調査実施者から補足説明があればお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 特に補足等はありません。よろしくお願いたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。統計委員会で示された御意見につきまし

ては、これから進める個別審議の中で併せて確認したいと思います。この時点で特段の御意見があれば、お申し出ください。今、全体像の御説明をいただいて、これから個別の審議に入るわけですが、その全体像の説明の中で特に今御指摘なされたい点等がありましたら、お願いします。

もしありませんようでしたら、早速、資料2の審査メモに沿って個別の審議に入りたいと思います。

初めに、1ページ目の(1)と書いてあるところの調査の目的及び調査対象の範囲の変更というところから審議してまいります。まずは事務局から御説明をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官** では、よろしく願いいたします。(1)調査対象範囲の変更、それから目的の変更ということです。ここでの変更ですが、箱書きにありますとおり、一部の産業に限定されていた対象範囲を、ほぼ全産業に拡大するというものです。変更の趣旨といたしましては、審査状況欄の「今回」と書いてある段落に記載のとおり、個人企業の全体的な状況把握、それから、より広範な産業間比較を可能にするというもので、もちろん国民経済計算の精度向上に資するということがあります。そしてこれに連動いたしまして、表にありますとおり、対象範囲を限定的に記載している調査目的についても併せて変更するというものです。

それから資料の一番下2行、また書きで書いているところですが、今回の変更に合わせて、これまでは選定された事業所を対象に調査していた、これを主たる事業所又は本社となる事業所に変更するというのですが、これについては若干補足をさせていただきます。具体的には複数事業所を有する個人企業について言えることですが、これまでは当たった事業所に関する情報だけを頂戴していたものについて、変更後は企業全体の情報について頂戴する、そういう計画が予定されております。要は企業単位の調査になるということかと存じます。

2ページに進んでいただきまして、このような変更が予定されています。私どもといたしましては、利活用に資するということからおおむね適当とは考えておりますが、範囲の設定の考え方などについて、皆様にも確認していただきたいと考えております。

また、今回の審議を機に、改めて本調査で用いられる「個人企業」の定義範囲についても確認をしておきたい、このようなことから、点線で囲んだ3点を論点として設けました。aは今回の変更後も調査対象としない業種とその理由、bは企業単位の調査に変更する理由とその影響、そしてcが個人企業の定義ということになっております。

なお、今御覧いただいている審査メモの後ろ2枚に別添というものを付けておりますが、別添1として、産業分類ごとの一覧を付けております。黄色が新たに対象になる産業、肌色が引き続き対象にならない産業ということですので、審議の御参考にしていただければと思います。よろしく願いいたします。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者から、今挙げられました3点の論点につきまして、御回答をお願いいたします。

**○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長** それでは、回答は資料3の2ページからに

なりますので、お願いいたします。

(1) の調査の目的及び調査対象の範囲の変更につきまして、論点 a の変更後も調査の対象としない産業とその理由ということですが、この表 1 に整理をさせていただいております。まず大分類符号で言いますと C、F、それから J の「金融、保険業」のうち銀行業、協同組織金融業、それから H の「運輸業、郵便業」のうち鉄道業、航空運輸業、P の「医療、福祉」のうち病院、さらに Q の「複合サービス事業」のうち協同組合、また R の「サービス業（他に分類されないもの）」のうち政治・経済・文化団体というところにつきましては、この理由欄の A のところになります。母集団に個人企業に係る事業所がない、又はほとんどないということから、調査の対象としておりません。

また飲食店のうち「酒場、ビヤホール」、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」につきましては、現行調査と同様に調査票の回収が困難ということで調査の対象外としております。

また、「医療、福祉」のうち一般診療所と歯科診療所につきましては、営利を目的とした診療所の開設が許可されないというようなことですか、あるいは病床を設けるなど変更するというようなときには、地方自治体の長の許可が必要というような許認可の関係がありまして、他の産業の個人企業と比較して経営活動が厳しく制限されるというような業務内容の特質がありますので、副業の有無や受託の状況というような、この調査の調査事項の把握にはなじまない部分があるということで、今回調査の対象外ということにしております。

ちなみに 3 ページの表 3 に、一般診療所と歯科診療所についての複数事業を行っている割合を載せてありますが、それぞれ 0.3%、0.1% ということで、極めて低くなっております。

さらに、R の「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、宗教ですが、こちらは母集団がかなり少ないということのほかに、3 ページの表 3 のところに掲げておりますが、1 企業当たりの売上が著しく小さいということで、費用対効果の観点から調査対象外としております。

変更後も調査対象としていない産業とその理由につきましては以上ですが、今回の見直しに伴いまして調査対象産業を大幅に拡大いたしますので、国民経済計算の年次推計における混合所得推計におきまして、従来この推計に必要なデータがなかった産業分野につきましてもデータ提供できるようになりますので、混合所得推計の精緻化を図ることが可能になります。

次に論点 b の調査単位の変更についてですが、今回の見直しによって調査対象を調査員調査から郵送・オンライン調査に変更するというので、その記入精度を確保するための方策として事業所単位の調査から企業単位、すなわち事業主単位の調査に変更するというにしております。この変更によりまして、複数の事業所を持つ個人事業主であっても確定申告のための帳簿からそのまま転記すれば回答できるようになるということで、郵送・オンライン調査に変更しても正確な記入を確保できることになると思っております。

また、国民経済計算の混合所得推計におきましては、国勢調査等の産業別の事業主の数にこの調査の 1 事業所当たりの営業利益を乗じて推計しておりますが、今回のように調査

単位を事業所単位から事業主単位とすることによって、より整合的な推計になるのではないかと考えております。

また、論点cの個人企業の定義ですが、こちらは経済センサスと同様に個人が事業を営んでいる企業等を言い、法人組織になっていなければ共同経営の場合も含む定義ということにしております。

説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。論点は3つありますが、併せてお諮りしたいと思います。今、論点の御説明と調査実施者の御回答に関して、委員・専門委員から何か御意見等がありますか。

○野呂委員 単純な質問ですが、今回、事業所単位から、企業単位に変えられるということですが、もともとこの個人企業の定義を見ますと、個人で事業を営んでいるということで、そんなにたくさんの事業所を持っているところはないと思うのですが、これによって実際に調査対象が変わる可能性があるのは、現行の調査対象数3,700の中ではどれくらいありそうですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 個人企業の中で複数事業を持っている企業の割合が、大体1割程度で、残りの9割は単独の事業しかやっておられませんので、そこは扱いは基本的には同じになっていると。ただ、残りの1割について、これまで事業所ごとに、例えば売上高などは分割して書いていただいていたようなことを、今回の変更は企業単位・事業主単位ですので、そこは確定申告からそのまま転記していただければよいというような形にしたいと考えております。

○西郷部会長 ほかにありますか。

○宮川委員 学習院大学の宮川です。

基本的に(1)の論点はこれで結構だと私は思っておりますが、表2の、今、野呂委員がおっしゃったような事業所レベルから企業レベルに変えることのバックデータとして、表2に複数事業を行っている割合というのが大体載せられていると思っておりますが、これは企業数の割合ということになりますよね。そうすると、知りたいのは複数事業所を持っている事業所の全体に占める売上高の割合は結構大きなものがあるかどうかと、売上の中に業種をまたがる事業主がいるかどうかですが、その点が特に問題がないということが言えれば、別によろしいのではないかなと思います。

つまり複数の事業所を持っているということは、業種をまたがって、ある事業所とある事業所は業種が違っているというケースが出てくる可能性があるわけですね。その点はほとんど売上高で見ても懸念されるに及ばないということが言えればよいのかなという気がしています。

○西郷部会長 よろしいですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 売上高の関係で、副業のまたがったような形でのデータになりますので、また次回にでも提示させていただければと思います。

○西郷部会長 はい、分かりました。では次回、バックデータを御提示いただくということでよろしいですか。



ほかに何かありますか。

○野呂委員 統計全体の話で恐縮ですが、西村委員長も統計委員会でおっしゃっていることにもつながることで、今回個人企業経済統計は平成31年を目途に変更する予定にされています。ちょうどビジネスサーベイの実施開始と重なるわけですが、どちらかというビジネスサーベイが上位の概念で、個人企業経済統計はほかの工業統計等も同じで、その下位の概念なので、普通で考えると、まずビジネスサーベイの整理を一定してから、個々の統計について見ていくということになると思うのですが、今回こういう審議をして個人企業経済統計を変更されて、後でビジネスサーベイの検討結果によってはまた大きく、変更になるとかというような可能性もあるのでしょうか。

○西郷部会長 はい、よろしく申し上げます。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 まずは私からはビジネスサーベイとの関係での審議の進め方というのはなかなか言えませんので、これまでの個人企業経済調査の見直しに関しての経緯も含めて、お話をさせていただければと思います。

個人企業経済調査につきましては、もともとは第Ⅰ期の基本計画の中で国民経済計算の整備のための課題の1つということで指摘をされておりまして、当時から個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備というような形で指摘をされております。

これについては、第Ⅰ期中で達成できずに第Ⅱ期の基本計画におきましても同様の指摘、整理の必要性ということで、その有用性・必要性を引き続き整理をするということにされています。

今回の個人企業経済調査の見直しにつきましては、これまでのこうした基本計画での指摘に対応するという観点で、具体的な見直し案を提示させていただいたというような趣旨です。

○宮川委員 今の論点で言いますと、並行して基本計画の見直しもやっているわけですね。来年度から、また新たに前倒しで基本計画をやるということになっているわけで、その点との兼ね合いというのも、やはり平成31年に実施していくとなると、気にせざるを得ないですね。うまく整理できるといいのですけれども。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局と言うよりは基本計画の見直しを担当している立場から若干コメントさせていただきたいと思います。

野呂委員御指摘のビジネスサーベイにつきましては、そもそもSUT体系への移行の前提と言いますか、その足掛かりとして見直しを進めているものです。これまでの統計改革推進会議等における議論を見ますと、その中心は工業統計調査、商業統計調査、そしてサービス関係の調査という3つの主要分野別の統計調査を、年次ベースで実施して、サーベイを構成するという想定となっています。

ただし、この見直し・検討につきましては、これまでの議論を踏まえると、建設関係など、拡大可能なところは順次拡大することが想定されます。この個人企業統計調査も、その検討対象になるのかどうか、その点については、SUTへの移行が議論中ということもあり、明確にはなっておりません。多分西村委員長の御意見の趣旨は、その中に含まれるということも前提にして考えてほしい、ただし、そこがまだ確定していないので、個々の

今回の変更について、まずはしっかり見ていただいた上で将来の姿もということと推察しています。将来像という意味で言えば、今のSNA及びIO（産業連関表）の基盤は経済センサス-活動調査になります。その中間年における基礎データを提供するビジネスサーベイも、やはり既存の経済センサス-活動調査の調査事項を主体に考えることになるのかと思います。現時点では、その将来像というのがなかなか見えにくい中で、平成28年の経済センサス-活動調査をベースに、個人企業という特殊性の中で、どこまで把握するのかというような御議論が、今回の今後の議論の中心かなと思っております。

そういう中では、将来的に業種・規模によってどこまで深堀するか、また、統合するかという議論があろうかと思いますが、ベースとしては今の経済センサス-活動調査を中心に必要な調査項目を把握できるのかという議論を進めていただければ、それが将来的なビジネスサーベイの一翼を担っていくのかなというふうに考えている次第です。

**○宮川委員** 少しこの議論をさせていただくとすると、今おっしゃったような工業統計、商業統計というようなところをベースに、サービス調査ということを見ると、ビジネスサーベイということになれば、ある程度質問項目を統一しなくてはいけないわけですね。工業統計と商業統計だけでも質問の詳しさとかいうのが違ってくると思うのです。そこに個人企業統計調査というのがうまく入り込めるかどうかということが問題になるかと思うのです。カバレッジとしては個人企業を入れた方がいいとは思いますが、では、そういう工業統計や商業統計とかと同じ詳しさと、果たして個人企業統計を組み込めるかどうかという問題だと思っております。

ですから、もし西村委員長の御質問に対してある程度今後の課題というか、今後の調整として入れるとすれば、ビジネスサーベイではないとしても、ビジネスサーベイの候補となる工業統計や商業統計、それとその個人企業統計調査で想定されている質問項目との関係をここで少し見た上で、まずは第一段階としてこちらを進めていくとか、早いうちにこの部分はもう統合していったいいのだとかいう議論がなされれば、西村委員長の御発言に沿った形で一応議論をしたことになるのかなとは、個人的には思うのですけれども。

**○西郷部会長** ありがとうございます。ビジネスサーベイがまだ決まっていない段階で今、個人企業経済調査を審議するということが、タイミングが少し悪過ぎるのではないかという感じもあるにはあるのですが、その一方で調査は経常的に行っていかなければいけないという、そういう難しさが常に公的統計にはあって、今回の場合には規模を拡大することによって、少なくとも捕捉範囲は従前よりは広がるというようなことはあります。

その広がった範囲が、後になって逆にビジネスサーベイにフィットさせにくい面というのが出て来てしまうのではないかということ、多分お二人の委員は懸念なさっていると思うのですが、合わせる相手がまだ決まっていないという状態でそれを議論するということはなかなか難しい。

なので、ここでの判断としては、ビジネスサーベイのデザインというのが決まってから1段階で移行するのではなく、ビジネスサーベイのデザインが今決まっていない中で一旦業種拡大等をして、第2段階でそちらのビジネスサーベイに併せるというような形で進めていこうというふうに、一応統計委員会です承したというふうに私は受けとめていたので

すが、そのような理解でよろしいですか。

○野呂委員 私の立場から申し上げますと、個人企業経済調査だけではなくて、ほかの工業統計や商業統計も同じですが、今回、SUTの関係でいろいろと調査対象や調査項目が変わる中で、短期間に頻繁に変更が行われることのないように、最終的な落としどころを見ながらやっていただくことによって、いわゆる報告者が混乱しないような配慮を是非お願いしたいと思ひまして、その第1弾であるこの調査でも申し上げた次第です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

でも、ここで立ち止まるという結論がなかなか出せないような面もあって、ただ、確かに、2段階にすることによって、報告者負担が過度に大きくなるような配慮はしつつ、将来できるであろうビジネスサーベイにだんだん個人企業経済調査も歩み寄っていくような姿勢で臨んでいくという、現段階ではそれくらいのことしか言えないのかなという感じもいたしますけれども、いかがでしょうか。多分、納得いただけるような回答にはなっていないのかなという気はするのですけれども。

それでは(1)に関しましては、まずは業種を広げること自体に関しては、反対意見というのは特になかったと思ひます。むしろ大きいビジネスサーベイとの兼ね合いを見つつ、全体の議論を進めるべきなのではないかということについて幾つかの御意見があったというふうに伺ひます。

そのビジネスサーベイをどの程度考慮に入れるのかということについてはかなり難しい問題で、今ここでずっと延々と議論してもなかなか進められないということもありますので、今日はまずは個人企業経済調査の変更についての審議というのを先に進めさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、(1)に関しましては業種の拡大、それから事業所単位の調査から個人企業単位、従前は事業所単位で調査がされていたのですが、今度は企業を対象にした調査にするということで、それについては御了承いただいたという形で、次に進みたいと思ひます。

○宮川委員 承認しますが、副業と、それから売上高ベースでの複数事業所に関するバックデータだけは、もう少し出してくださいということだけお願いします。

○西郷部会長 承知しました。そのバックデータは次回の部会のときに御提示いただくことにいたします。

それでは、審議メモで申しますと2ページ目の(2)というところになりますが、報告者数及び選定方法の変更ということについて、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 (2)報告者数及び選定方法の変更ということで、この部分につきましては大きく2つ、①と②に分かれております。

①は、報告者数が増えるということ、それから②はローテーション・サンプリングの導入に関することですので、まずは①を御説明し、御議論いただければと考えております。

①ですが、今申し上げたとおり、標本設計を見直して、約3,700から約37,000に拡大するというものです。審査状況のアの2行目以降に書いておりますが、調査対象範囲の拡大に伴ひまして、層化基準を細かくする。その結果としての標本数の拡大というものです。この変更につきましては、より精度の高い集計を行おうというものですので適当と考えてお

りますけれども、論点のところ、2点挙げておりますとおり、新たな標本設計の内容がどのようなものか、そして細かく層を切ることで報告者数が極端に少ない層が発生しないかどうか、そのようなことを確認事項として準備をしております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。(2)に論点が2つありますので、一つ一つ御審議いただきたいと思います。まずは①の論点に関しまして、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、資料3の4ページになります。

①の調査対象範囲の拡大に伴う標本設計の見直しの概要ということですが、今回の見直しに伴いまして標本数を現行の約3,700から約37,000に拡大して、新たに都道府県別の結果表章を行うということにしてありますので、標本抽出に当たりましては、産業分類の6区分と47都道府県別の層化を基本に行うことになっております。また、個人企業の売上高の分布を踏まえまして精度向上の観点から、さらにその売上高階級の2区分の層化を加えまして標本抽出を行うことになっております。層化基準のうち産業分類の6区分と売上高階級の2区分の具体的な内容につきましては、その表に記載しているとおりです。

また、標本配分につきましては、産業分類と売上高階級は均等配分、都道府県につきましては個人経営の事業所数で傾斜配分をするということになっております。標本規模は各層40以上、都道府県は480以上、全国37,000ということになっております。

なお、5ページに売上高の階級2区分の層化につきまして補足説明として載せてあります。図1は個人経営の事業所数と売上高の度数分布ですが、右にかなり裾の長い分布となっておりまして、結果精度の向上を図るためには、売上高の大きい事業所の抽出率を高くした方が効率的であるということで、表4になりますが、最も標準誤差が小さくなる90%のところを2区分の層化をすることになっております。

次に論点bの報告者の数が極端に少ない階層が発生しないかという点ですが、一応標本設計におきましては全層40以上の標本を確保する設計としてありまして、次の6ページのところに層ごとの標本数の表を載せてありますが、この表自体は産業6区分と47都道府県の標本数の表になってありますが、それぞれの層内を、先ほど申し上げた売上高階級の2区分で更に分割をしますので、各層内では最低40の標本数が確保できるような形で標本設計をしているところです。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の論点の説明と調査実施者の御説明に関しまして御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。おそらくは、その標本の設計よりは実施の段階での問題点がずっと多いと思いますので、まずはその標本設計に関してはここで一旦御承認いただいて、その次のローテーション・サンプリングの導入というところが、むしろ標本設計の中では大きな部分だと思いますので、そちらの論点も併せて御審議をいただきたいと思っております。

まずは②のローテーション・サンプリングの導入について、事務局から審査の状況につ

いて御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは資料2の2ページ②です。ローテーション・サンプリングを導入するということで、審査状況欄のAに書いておられますとおり、これまでは1年に計5回の報告を求めるということありまして、報告者の記入負担を考慮して、調査期間は1年で毎年全部入れ替えるということでやってこられました。

しかしながら、3ページ目に参りますが、報告者数を今回10倍の37,000に増やした後も、仮に同様な対応をとろうとした場合には、やはり支障があるだろうと。例えば全部を替えることに伴う断層、あるいは報告者数が10倍になりますので短期間での一斉交替が実務上可能かどうかというようなこともあります。そこで、今回の計画では調査期間を3年とした上で3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入するというものです。

この部分になりますが、この変更自体、ローテーション・サンプリングを入れるということにつきましては統計委員会が以前、平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）の中で取りまとめられた「標本交替による断層への対応」という中で、このローテーション・サンプリング導入を掲げられているということもあり、それを踏まえたものですので、その方向性としては適当と考えております。ただ、ローテーション・サンプリングを入れたときの具体的な対応方法として、論点として幾つか考えられますので、5点ほど投げかけをしたいと考えております。

aからeですが、aはローテーション・サンプリングの導入完了までの移行期間中の措置、bは回収率を確保するための負担軽減の措置、それからcですが、調査の途中で廃業あるいは法人化ということで脱落が生じ得るということありますので、そのときどのように対応するか。それに連動いたしますが、dといたしましては母集団名簿の整備・管理。そしてeですが、これは少し毛色が違いますが、ローテーション・サンプリングを入れることによって継続標本というのが出てまいりますので、それを用いた参考値の作成・提供という、この5点を投げかけたいと考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者からの御説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは資料3の7ページをお開きいただければと思います。

まず論点aの移行期間における措置につきましては、平成31年調査の際に調査を3グループに分けて、それぞれ3年間、2年間、1年間を調査期間としまして、調査が終了したグループから標本を順次入れ替えるということにしていきたいと思っております。

論点bの回収率確保の負担軽減措置ということですが、こちらにつきましては回答が容易な電子調査票の開発を含めまして、回答の利便性の高いオンライン調査の推進を図ってきたいと思っております。ただ、このオンライン回答の推進に当たりましては、後ほどまた別の論点のところに出てまいります。個人企業におけるパソコンの接続状況の割合がかなり低いものですから、パソコンだけに頼ったオンライン回答ですと、なかなか推進が

進まないということは想定しておりまして、パソコンによる回答だけではなくてスマートフォンによる回答もできるように検討していきたいと思っております。

もともと、この個人企業経済調査の調査票自体は、スマートフォンの回答に非常になじみやすいのではないかといたるところもありますので、そのようなところで推進を図ってきたいと思っております。

また、通話料無料のコールセンターを開設いたしまして、企業からの照会にしっかり対応できるような体制を整備していきたいと思っております。また、先ほども申し上げましたとおり、調査の単位を確定申告の帳簿単位に変更するという事で負担軽減を図ってきたいと思っております。

次に論点cの3年間の途中で廃業や法人化などで脱落が生じた場合の対応ですが、脱落した調査対象と同じ層の中から標本抽出をして、残りの調査期間を調査するという事にしていきたいと思っております。

また、論点dの母集団名簿の整備・管理ですが、ローテーション・サンプリングの導入によりまして、毎年3分の1の標本を新たに抽出することになりますので、抽出に当たりましては、最新の事業所母集団データベースを用いて行っていきたいと思っております。平成31年から経済センサス-基礎調査の見直しに伴ってローリング調査の開始が予定されておりますので、このローリング調査による確認におきまして個人企業につきましても新設・廃業に関する最新情報に基づいた抽出が可能になるのではないかと考えております。

最後に、論点eの継続標本による参考値の作成・提供ですが、産業別の営業状況に関する結果表につきましては、継続標本のみの対前年比を作成して、参考値として提供していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、今の論点の説明と調査実施者からの御説明について、御質問等がありましたら、お願いいたします。野辺地専門委員、お願いします。

**○野辺地専門委員** 今の御説明の中の論点のcで、3年間の途中で廃業や法人化により脱落という御説明がありまして、個人事業の場合、廃業と法人化というのは正反対なわけですね。廃業というのはやめてしまうわけで、法人化というのはどちらかというところと発展的に更に伸ばしていこうというわけなので、この個人企業統計調査特有の、法人化に対してどのようにその法人化を扱って状況を認識していくのかというところが、1つの大きなテーマだと思います。

今の御説明の中で、脱落したものについては、その次の調査には同じ層から取るという御説明ですが、そもそもローテーション・サンプリングということで同じところを調べるという、それで3分の1ずつ基本的に入れ替えていくとなると、同じところを調べるということで、継続的にその状況を見るのが可能になってくる、動向としては非常に分かりやすい。

そういう中で、では去年は個人だったのだけれども、翌年法人になったもの、それを比較しようとするときにどういうふうに扱うのかというのが1つの今後の研究テーマなのか

などという気がいたしておりますので、標本数も増え、ローテーション・サンプリングも導入する中で、データをより有効に活用できると思いますか、状況を把握できるような対応をいろいろ御検討いただけたらと思います。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

実施者から何か御回答はありますか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうですね。この調査の扱い上、先ほど(1)の論点cのところでも出ましたが、個人企業の定義ということで、あくまでも個人経営ということで法人化されていないものが対象ということになりますので、途中で法人化をされた企業につきましてはこの調査の対象外になってしまいますので、そういう場合には、先ほど申し上げたように代替の企業を選定させていただくという形になると思います。

実際に調査票というか、調査書類をお配りした段階で、例えば法人化をしていたような場合ですとか、そのようなケースがあったら、まず事務局に御連絡いただくという形を今考えておまして、そこで調査対象かどうかの確認をきちんとさせていただいた上で調査をするというような形では考えております。

○西郷部会長 お願いいたします。

○野辺地専門委員 それから、やはり個人企業の場合、確定申告ベースでもって数字を把握しているというのが大多数と言いますか、非常に多いと思います。従来の四半期ごとに状況を聞いてもなかなか答えにくかったのが、年に1回ということで答えやすくなってくる。そもそも事務能力の制約から個人でやっていて法人化していないわけなので、そういう意味では、年に1回ということ、それからまた聞く内容も確定申告書の内容ベースということで、進んでいる方向は大変結構だというふうに理解しております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

野辺地専門委員の最初の点ですが、1つの企業が個人企業から法人になって、その後についてもその企業をずっと追いかけるというのは研究の対象としてはおもしろいと思うのですが、個々の統計調査の視点で申し上げれば、調査ごとに対象の範囲が定められていて、それから外れた段階で調査対象でなくなるという感じになってしまうかと思います。

ほかに何か論点はありますか。

○野呂委員 現在行われている調査の回答の状況がどういうものか、想像がつかないところがありまして、今3,700のうち実際の回答率がどんなものか等、もし分かれば、次回でも結構ですので教えていただきたいと思います。また、現在は年4回、3,700を対象に調査しているしゃるので、1回目、2回目、3回目、4回目と3か月ごとに見ていくと、回答率が落ちていくのではないかと思います。それは回答してくれない、無回答によるものなのか、それとも今ここに書かれているようにそもそも対象から外れることによるものか、そのあたりの現在の数字がもし分かれば、教えていただきたいと思います。

○西郷部会長 ございますか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 動向編は、1度、調査票を配って願

いすると、大体途中で脱落する、調査を拒否するという個人事業所はほとんどなくて、9割以上は1度受け入れてくださると1年間ずっと、ほとんど調査に回答いただいております。調査票の回収率につきましても、やはり調査員調査をやっているということで、ほぼ100%になっているところでございます。

○野呂委員 その中で、動向調査で9か月経った段階では、かなりが廃業したり、あるいは対象から外れたりというようなことがあるのでしょうか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 廃業に関しましては、大体四半期、一番最初に調べる段階で大体5%から6%くらいは年間でそれくらいの廃業、実際準備調査をしたところでそういうデータが出ております。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。ほかに何かありませんか。

○野呂委員 そうすると3年経つと、その3倍くらいが廃業すると想定されるので、多分廃業される個人企業が数字的には劣位なところもあったりすると思うのですが、こうしたサンプルギャップの問題につきまして、継続標本の議論にもつながるのですが、継続標本を用いた数値を出されると、サンプルを入れ換えた数字との間でかなり差が出るといったことが想定されますので、留意された方がよいのではないかと思います。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 公表の際に留意したいと思います。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。

では、私からも1点伺いたいのですが、今、廃業と法人化の問題が出ましたが、この調査では新規の事業所をどういうふうに捉えるのかということの方が、むしろ重要なのではないかと思います。

その点に関しては、今後事業所母集団データベースが充実して、さらには経済センサス基礎調査がローリング調査になるということで、新規の事業所が今までよりもよりの確に捉えられるから、状況はよくなっているのだという理解で正しいのかどうかということが1点。

あともう1点は、例えば今回の場合ですと3分の1ずつ標本が入れ替わるという形になります。ところが名簿もローリングというか、ローリングで変わっていくものなので、入れ替わらない3分の2に関しては昔の名簿で抽出されたもので、入れ替わる3分の1に関しては新しい名簿で抽出されたものになる。その場合に、母集団推計や何かをどういうふうにやる計画なのか。これは個人企業経済調査に限らない、ほかの事業所や企業の統計調査についても当てはまることだと思うのですが、その点に関しては何か問題点があるのかなのか、あるとすればどういうふうに解決が図られているのかということについて伺いたいのですが。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 確かに新設の事業所に関しては現行の調査でも、特にこの個人経営の小さいお店の新設の把握というのは、今実際のところ経済センサスでしか、最新のことは把握できないという状況でして、我々としても今後のローリング調査で個人経営の小さなお店でも新設が毎年毎年随時把握されていくという、そちらに期待しているところです。

それから母集団推計でどこに戻すかということですが、例えば母集団切り替え時に1年



目、初めて新しい母集団から抜くところは当然新しい母集団に戻すのですが、2年目、3年目のところは古い母集団から抜いておりますので、ひとまずは古い母集団に戻しまして、それから古い母集団の数と新しい母集団の数の差、比率で補正をかけて、最終的には新しい母集団に戻すことを考えております。単純な企業の数に膨らませるといふ感じですので、それほど難しい補正方法は、あまり考えていないところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○山本専門委員 先ほど、今までの調査員調査ですと100%の回答を得ているということだったのですが、大体このオンライン回答でもどのくらいを想定されているのでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 オンライン回答につきましては、まだこの個人企業経済調査自体がオンライン調査をしていないものですから、これまでの実績というのがなくて、どの程度のオンライン回答が見込めるかというのは、現状まだ分からないということです。

ただ、先ほど申し上げたように、このオンライン回答ができる間口をできるだけ広げて、さらに調査企業にお配りするいろいろな調査書類の中でオンライン回答のメリットというものをアピールして、回答率をできるだけ高く上げられるようにしていきたいというふうに思っております。

○西郷部会長 ほかにありますか。

なければ、先ほどの野呂委員から1回目と2回目という継続的に見た場合に回答率や回答の状況にどういう違いがあるのかということについて、次回バックデータが示せるようでしたら示していただくということで、ローテーション・サンプリングの導入自体に関しては、統計委員会全体での流れでもありますので、断層を処理するための1つの手法として適当というふうに判断させていただいたといたします。

それでは次の論点、資料2の審査メモで言いますと3ページ目の(3)ということになりますが、これに関しまして、事務局から最初に御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 ここまでの議論で、まず対象を広げ、数を増やすということについて議論していただきました。次に、このような拡大に対応するためにどのような調査方法を取るかというのが、次の変更事項(3)ということになります。

審査状況のアのところを書いておりますが、これまで都道府県経由の調査員調査ということでしたが、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更するというのが今回の計画です。

次のイの部分ですが、これにつきましては都道府県職員、それから統計調査員の業務負担を大幅に増やすということが極めて困難な状況である。一方で、第Ⅱ期の基本計画におきまして民間事業者の効果的、あるいは適正な活用ということが求められていますので、それらを踏まえたものとして、今回の選択はおおむね適当と考えているところではあります。しかしながら、調査方法の大幅な変更ということもありますので、民間事業者活用に応じた効果、あるいは留意事項について確認をしていただきたいと思いますと考えております。

4 ページ目に論点をまとめております。項目が少し多くありますので、かいつまんで申し上げます。まず、a といたしましては総務省と民間事業者の役割分担。それから b の部分、これがいわば確認事項の中心ということになります。民間事業者を活用する際の留意点として大きく4つ、まず①の統計の品質の維持・向上ですが、調査員調査の取りやめによりまして、今までのような手厚い対応が行えなくなるのではないかというようなこともあって民間委託による郵送・オンライン化移行後における取組、それから集計の手順を挙げております。

それから次に②といたしまして報告者の秘密保護への対応、③信頼性の確保ということで、報告者が調査に対する不信感と言うのでしょうか、そのようなものを持たないようにするための取組。そして④、最後ですが、民間事業者にお願いするに当たって履行能力の確認方法といったことを挙げております。

これら、今申し上げた①から④ですが、民間委託化が変更内容になっている、ほかの基幹統計調査の場合でも、共通して確認していただいているものです。

最後に、若干先ほども触れられましたが、オンライン化ということがあります。オンラインも可能になるということもありますので、それを促進するための措置ということも論点の最後に入れております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料3の8ページになります。論点 a の総務省と民間事業者の役割分担ですが、これについては、この表にありますように総務省では調査対象の選定、調査票等の企画・設計、審査・集計などのいわゆる調査の設計部分と、あるいは最終的な結果精度確保のための業務というものを総務省で行って、民間事業者は関係書類の印刷・送付・回収、コールセンターにおける照会対応、さらに調査票の入力・検査・疑義照会というような、いわゆる民間事業者のノウハウやリソースを有効に活用できるような業務を行うことにしております。

民間事業者に対しての業務委託におきましては、業務の進捗状況の報告をはじめ、全体の業務管理をしっかりと行って、民間事業者に対して適切な指導等を行っていきたく思っております。

次に論点 b の民間事業者を活用する際の留意点が①から④まであります。まず①の統計の品質の維持・向上につきましては、調査単位の変更に加えまして、提出期限前のリマインドですとか、適切な督促の実施、またオンライン回答の推進、調査対象企業に配布する記入要領ですとか、さらにその照会体制の充実、関係団体への協力依頼の推進というような取組を行うことにしております。

なお、調査票の審査・集計は統計センターで行うことにしておりますが、統計センターにおける調査票の審査内容を踏まえた具体的な検査の要領を民間事業者に提示をして、民間事業者の検査が適切に行われるようにしていきたいというふうには思っております。

次に、②の報告者の秘密保護につきましては、ここに記載しております事項を業務委託

仕様書の中に明示するとともに、契約手続の中での確認、さらに契約をした後の立入検査の実施によりまして、再委託の場合も含めて秘密の保護を担保することにしております。

それから③の信頼性の確保につきましては、調査対象企業にお配りする調査書類ですとか、統計局のホームページにおきまして、受託した民間事業者の名称等を周知して、また記入済みの調査票につきましては総務省統計局に提出してもらおうというように、統計局の管理のもとで調査を実施しているということを明確にしていきたいと思っております。

次に、④の民間事業者の履行能力の確認ですが、入札方式は総合評価落札方式にしていきたいと思っております。この中で、この評価項目に民間事業者の履行能力を確認する項目を設けて確認していきたいと思っております。

それから最後の論点cのオンライン回答のための措置ですが、先ほど申し上げたように、パソコンだけでは限界がありますので、スマートフォンを含めて操作のしやすい電子調査票を開発して、オンライン回答のためのリーフレットの作成を含めて、きちんとした措置をしていきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。従来、調査員調査であったものが、郵送調査に変わるということで、本来であれば、この調査項目で調査員なしで本当に回答できるのかという議論の方が生産的かなという感じもしますので、後で議論した点も、いいかなと思う面もありますが、まずは今の御説明に関しまして御質問等がありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、よろしく申し上げます。

**○野呂委員** 2点ほどありまして、1つは、今回、民間事業者委託をして郵送及びオンラインで調査するというところで、民間事業者委託に関しましては適正な業者を選んでいただくということがもちろん前提ですが、私は賛成の立場です。

一方で調査訪問しないということですが、部会長からもお話がありましたように、きちんと回答が返ってこないのではないかと心配があります。この個人企業経済調査のホームページに正誤表が出ておりまして、「訂正箇所が非常に多岐にわたっている」というようなことが書いてありまして、やはり苦勞して回収していらっしゃるのかなと想像しているわけですが、今回郵送に加えて、なかなか回答していただけない対象だけでも訪問するとか、あるいは民間事業者でも訪問できるようなところを選ぶとか、最後の回収手段だけでも訪問という手段を残すのは、やはりハードルが高いのかというのが1点です。

それからもう1つはオンラインのところ、そもそも十数%しかパソコン利用事業所がない中で、オンライン回答の普及をどうするのですかとお聞きしようと思ったところ、パソコン以外にスマートフォン等の対応もやられるということで、なるほどと納得しました。そうしたスマートフォン等への対応は、こういう公式のペーパーにまだ書けるような段階ではないので、あえて書いていらっしゃるのでしょうか。この2点です。

**○西郷部会長** よろしく願いいたします。

**○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長** 最初にお話しになったホームページの正誤表の関係については、調査事項や記入状況の問題ではなく、集計上の取扱いが一部少し違

っていたというようなことで、多分正誤表を出したものだと思います。

今お尋ねになった一部の客体だけでも調査員による訪問ができないかという話になるのですが、基本的にやはり予算上の制約というのがどうしてもあります。その中でできるだけ督促回数をどれだけ増やせるかということも、実は予算上の制約で相当人件費がかかる部分ですので、そこは予算との兼ね合いの中で今後検討させていただきたいと思っています。

一部の客体について、どうしても重要な、例えば大きな売上があるようなところについて、どうしても行けるかどうかという話になってきますと、これもやはり予算上との兼ね合いということにどうしてもなってしまいますので、今後そういう可能性も含めて、どれだけの督促回収が可能かどうかということに関しては、これから予算との枠の中でしっかり検討させていただきたいと思っております。

それからスマートフォンの関係につきましては、実はまだスマートフォンの開発費ということに関しては正式に予算担保をいただいているわけではありませんので、そういう意味で、少しスマートフォンという表現について書類上は記載させていただいていないところですが、ただ、先ほど申し上げたように、個人企業経済調査の現状の調査事項であれば、それほど難しいような開発ではないのかなと思っておりますので、現実的には十分対応できるのではないかとこのように思っているところです。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 はい。

○西郷部会長 ほかに何かありますか。おそらくはサンプルサイズが10倍ということなので、調査員調査はあまり現実的ではないと。今の野呂委員の御発言はせめて督促だけでも何か対面式の対応というのがあるのではないかとこの御意見でしたが、それすらもかなり難しい面があるというお話ですね。

ほかに何かありますか。はい。

○山本専門委員 先ほどの御質問と少し関連するのですが、この高い回収率を維持というところがありまして、今回の郵送とオンラインで目標とされる回収率がどのくらいなのかということと、あと、これまで国で実施されている郵送とオンラインの調査の回収率というのが、実績で大体どのくらいあるのかということをお教えいただければと思ひまして、御質問させていただきます。

○西郷部会長 今、手元に何か類似の調査等で数字がありますか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 今回のこの調査の目標の回収率をどの程度にするかというのは、まだこれから検討するところではありますが、例えば同じく統計局でやっております、企業を対象としております基幹統計調査である科学技術研究調査ですと、例えば企業の回収率は8割くらいになっております。また、オンライン回答率は全体で4割弱くらいになっております。基幹統計調査ですと、ほかの調査も大体7割くらいは回収を確保しているところです。

ただ、今回、対象が大きな企業ではなくて個人経営の小さな企業、お店ということになりますので、また少し話が変わるかもしれません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

○野辺地専門委員 やはり、今御説明がありましたように、個人経営ということで、自分できちんと帳簿を付けていなくて年に1回、担当の税理士のところに書類を持ち込んで数字をまとめてもらうようなところもあったり、外に対してきちんと答えるという風土があまりない方を対象に調査を進めるということで、督促体制というものを十分検討しておく必要があると思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。では、その点はよろしく申し上げますという感じになると思いますが、ほかに何かありますか。

おそらくは、その次のところでまた調査事項の話が出てまいりますので、そのときに本当にこの調査事項で調査員なしの郵送調査で記入が可能なのだろうかという、また同じような議論がなされると思いますので、規模の拡大という観点からすれば郵送調査に切り替えること自体は妥当であるというふうに思いますので、(3)に関しましては部会として妥当であるというふうに了承したとさせていただきたいと思います。

それでは、今度は資料2の審査メモで言うと5ページになりますが、調査時期及び調査事項の変更というところに参りたいと思います。おそらくここが一番時間を要するのではないかというふうに思います。

それではまず、いつものとおり事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 (4)の調査時期と調査事項の変更です。

変更内容は、箱書きにありますとおり、大きく3点。1つは年次調査に一本化するということ。それから2つ目としては時期を5月から6月にかけて行うということ、今の年次の構造調査が3月ですので、それが5月から6月になるということになります。それから3つ目、調査票の統合に伴って調査事項を整理するということです。

なお、調査事項の変更につきましてはお手元の審査メモの一番後ろになります。別添の2ということで整理一覧表を付けておりますので、適宜御参照いただければと思います。黄色、肌色、青紫と色分けをして、それぞれ新規、変更、削除ということで記載しておりますので、統計局の回答と並べて御覧いただければと思います。

それでは審査メモの5ページに戻っていただきまして審査状況、それから論点を簡単に御説明いたします。審査状況のアのところですが、調査の一本化ということにつきましては報告者数の大幅な増加ということもありまして、実務上の負担と報告者の記入負担という両面から四半期調査の維持が困難であること、あるいは利活用の勘案ということで適当と考えております。

また、実施の時期につきましては、これまで年次調査であった構造調査が3月ということだったのですが、これを6月前後にするということで、今お手元の資料上は、他の年次調査の実施時期との関係というふうには書いているのですが、そのようなことのほかに、もちろん本調査そのものの準備期間もありますし、また個人企業の場合ですと2月・3月は税務申告という時期もあろうかと思えます。それらを勘案した結果として、おおむね適当

であろうかと考えています。

それからウの調査事項ですが、必要性、報告者負担の軽減、それぞれの観点を勘案して、おおむね適当というふうには考えております。ただ、この部分につきましても論点を立てて確認をしておきたいことが多々ありますので、下方の論点に掲げているところです。

論点が多くありますので、ブロック分けをしております。この後の回答、あるいは審議につきましてはブロック別に分けていただいても結構かと思いますが、この場の論点の紹介としては、まとめてお話しいたします。

まず、調査時期の変更ということですが、aといたしまして四半期調査を取りやめることによる利活用面での影響・支障。それからbとして、3月から6月への変更理由。それからcですが、少し御説明をいたします。変更後の初回は平成31年6月から実施されます。31年の6月に前年、平成30年の実績を対象に実施されます。

一方で、現在行われています最後の構造調査、これは平成31年3月に同じ前年、平成30年を対象に実施される予定です。つまり調査変更の過渡期におきまして、平成30年を対象にする調査がいわば重なるということになりますので、現行の構造調査の最終回を行う必要性を確認したいと思います。

次の大きな区分として、調査事項の整理ですが、総論として2点、各論として3点、挙げております。まず総論ですが、dといたしまして、要は調査事項の新設・改廃の判断基準の確認です。それからeですが、報告者負担の軽減に資するような調査設計になっているかどうかということです。

審査メモをめくっていただきまして、6ページ目、各論という部分ですが、この部分につきましては調査票を御覧いただきながらの方がいいかと思っておりますので、今日お配りしております資料1の別添、これが申請書類の一連の書類ということでそちらを御覧いただければというふうに思います。

資料1の別添2です。その通しページの21ページを御覧いただくと、調査票が出てこようかと思います。論点のfのところですが、今御覧いただいている調査票の第1面の5、一番下の部分です。「上記の主な事業以外に、事業収入はありますか」という項目ですが、これは副業の有無のみを聞いておりまして、事業内容であるとか、その具体的な大きさというものは聞いておりません。ですので、この項目、有無だけを聞くというものについて想定される利活用を論点としてfを設けております。

それから次のgですが、これは1枚めくっていただいて23ページ、調査票の第3面ということになります。その第3面の一番上、10番の設備取得状況の欄です。今回の変更によりまして、1年分の設備取得額を聞くということとされているのですが、例えば今回四半期調査がなくなりますので、「設備を取得した主な時期は第何四半期ですか」とか、そういう項目を追加することで、四半期調査を取りやめることに伴う情報の減少をいくばくか補うことができるのではないかと、それがgの論点として挙げているものです。

3つ目にhですが、これは前回の諮問のときの今後の課題ということで、電子商取引の状況把握が指摘されているところです。そのときにどういう指摘が言われたかという詳細につきましては、お手元の審査メモの8ページに抜粋を入れておりますので、また御覧い

ただければと思います。その検討状況について、この場で確認をしたいと思います。

なお、この関係ですが、調査票で申し上げますと、先ほど開いていただいた第3面の真ん中あたりでしょうか。14というところにパソコンを使っているかどうかという「パーソナルコンピュータの使用の有無」というものがあります。これは現行も把握されているものですが、引き続き把握するということとされています。

以上が調査事項の整理、総論と各論の論点です。

そして最後に、審査メモ6ページの真ん中あたり、他の基幹統計調査との関係ということで2点。論点iにつきましては他の調査との役割分担、それからjですが、経済センサス-活動調査が5年に1度行われますので、その実施年における対応ということです。

以上、論点が多くありますが、よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査時期の変更というところから、よろしくお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは資料3の11ページを御覧いただければと思います。

まず調査時期の変更に関する論点ですが、論点aの四半期調査を取りやめることによります利用への影響・支障の有無ということですが、今回の変更につきましては標本規模と調査対象産業の拡大をするということによりまして、主に年次推計の混合所得推計の精緻化を図るというものです。四半期別の設備投資額につきましては把握されなくなってしまうわけですが、この設備投資を、もともと個人企業の場合については設備投資を計画的に実施していないということが多いというような特性もありますので、そういうことも踏まえまして、内閣府で代替推計の方法を検討されるものと承知しています。

論点bの3月調査を6月調査に変更する理由ということですが、現行の調査につきましては平成30年度まで実施することにしてあります。したがって、見直し後の調査につきましては平成31年度から実施するというようになっております。内閣府におきます年次推計における結果の利用時期ですとか、あるいは31年度初め早々の調査ではなかなか調査の準備が間に合わないというようなこともありますので、そのようなことを勘案いたしまして31年度のできる限り早い実施時期として6月に実施するというようにしております。

それから論点cの現行の構造調査を平成31年3月に実施しまして、平成30年の実績を把握する理由については、見直し後の新しい調査におきましても平成30年の実績をまた別途調査いたしますので、この平成30年の結果につきましては現行調査、それから見直し後の調査それぞれにおいて把握されるということになりますが、平成31年度に実施いたします見直し後の1回目の調査の集計結果につきましては結果精度を確保する観点から平成32年の調査結果と比較・分析をした上で、平成32年の12月に公表する予定としております。

見直し後の調査による平成30年結果の提供が、内閣府の混合所得推計に間に合わないということになりますので、その部分につきましては平成30年度、すなわち平成31年3月に実施いたします現行の構造調査の結果を利用させていただくと、そのようなことで対応していきたいと考えている次第です。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。今まで四半期で調査されていたものが年次になるということから、どうかというところで御説明をいただいたわけですが、今の御説明に關しまして質問等がありましたら、よろしくお願ひします。

特にSNAで個人企業の投資額等をお使いになつていて、それが四半期で入つていたものが入らなくなるということについて、年次推計等はおそらくは今御説明があつたとおり、内閣府の中でも御検討いただいていると思ひますが、本当に四半期のデータがなくなつて大丈夫かどうかということについて、御検討の内容について御説明いただけるでしょうか。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民经济計算部企画調整課長補佐 国民经济計算の推計を担当しております、内閣府の経済社会総合研究所でございます。

今回の個人企業経済調査の変更につきまして、もともと個人企業の動向をより正確に把握するために、総務省統計局で御検討いただいた結果、そのためにはサンプル数を増やすことによりその正確性を高めるという方針であると承知しております。そして、その結果として、サンプル数を増やす代わりに、今まで年4回やっていた調査を年1回に変更する予定と伺つております。

その結果として、今まで四半期推計に主に使つていた個人企業の設備投資の部分について利用可能性がなくなつたということで、当然、国民经济計算の推計担当として当該計数があつた方が望ましいというのは事実ですが、そこはいろいろな比較衡量の結果、サンプル数を増やして、より年次の全体の把握を高めるという方針となつたと伺つております。国民经济計算の推計に当たっては、その条件のもとで、できる限り精度の高い推計方法、今までどのような四半期パターンで動いているのか、またほかの統計で同じような動きをするものがないのかということを検討しながら推計していくことにならうと思ひます。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。宮川委員、はい。

○宮川委員 平成31年3月に実施したものを、平成30年の年次調査に使いますと、こういうことですね。次の年からは、その6月の年次調査を混合所得推計に利用するということが理解してよろしいわけですね。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。

○西郷部会長 宮川委員、今の御回答でよろしいですか。

○宮川委員 はい。

もう1点。私は国民经济計算体系的整備部会も担当させていただいていますが、この前の統計改革推進会議でいろいろなことをやられる中で、分配側の四半期速報の推計もされるという、研究もされるというようなことも検討に入つていたような気がするのです。そのときに、この四半期調査でなくなるというようなことが起きたときに、また1つ手がかりがなくなるのですが、それはどのようにお考へになつておりますか。

○西郷部会長 ではこちらは内閣府から。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民经济計算部企画調整課長補佐 その点につきまして御指摘のとおりで、第Ⅱ期公的統計基本計画のときから、生産側と分配側の四半期速報の検討を進めるということで、宮川委員に座長を務めていただいております国民经济計算



体系的整備部会で審議をしたときにも、その進捗状況について御報告をさせていただいたとおりです。

もちろん個人企業の四半期調査があったときには、それを混合所得の四半期推計に使うということも検討しておりましたが、四半期調査がなくなる見込みがあるということは私どもも承知していましたので、前回の国民経済計算体系的整備部会の際の御報告において、それを踏まえた上で何かしら代替的な方法を検討しなければいけないというふうには考えておまして、それも課題の1つとして御報告させていただいたところです。

個人企業についての所得側の情報というのは限られているのでなかなか難しいところがありますが、何かしら代替的な情報を使いながら、より正確な推計をしていきたいと考えております。

○西郷部会長 今回の御説明でよろしいですか。

○宮川委員 その計画の部分と、それから情報が失われる部分と、それからその中でまだ計画が残っている部分との問題をどう克服するかというのは、「やっていきます」と言うことだけだと、少し心もとないなという気はしますけれども、何となくそれで本当に大丈夫ですかという心配はあるのですが。

○西郷部会長 何かもう少し御説明が今いただけるようだったらお願いします。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調整課長補佐 もともと営業余剰と混合所得の推計のうち、非金融の営業余剰は例えば法人企業統計とか、そういう統計を使いながら推計する部分ですが、そういうものや、ほかの統計を使いながら、何かしら個人企業の部分も類推できないかというふうには考えております。

また、御案内のとおり、法人企業の営業余剰と個人企業の混合所得ではウェイトが相当違い、個人企業部分が与える影響は相当小さいというところもあります。分配側の四半期速報値推計のために個人企業統計調査の四半期調査を残してほしいという気持ちは当然ありますが、それに固執することで個人企業統計のサンプル数を増やして、より正確に年次推計を捉えにいくということを捨てるのかということを追われますと、何も進まないという状況にありますので、その前提で、ほかの使える統計も使いながら、比較的ウェイトの小さい部分ではありますので、その推計方法を検討していきたいというふうには思っております。

○西郷部会長 宮川委員、今の回答でよろしいですか。

○宮川委員 あまり、よろしいというか、私は設備投資だけ考えていたのですが、設備投資は後で代替的な案があったりするわけですね。そうすると年次調査はやむを得ないとしても、その中で代替的な案というのを例えば内閣府が考えておられなかったのかどうかというのが少し気にはなったのですが、今のところだと、今の御発言だと、「0」・「1」みたいな形だったものですから、こういうカバレッジが広がって、そしてそれは非常にメリットですし、そして年次調査になるということで、年次調査を強化できる、これはいいことだというふうに私も理解しているのですが、それを例えば設備投資であれ、混合所得の部分であれ、四半期に下ろすときに少し修正して、こういう質問があれば内閣府が楽になるというか、推計が楽になるというような考えはなかったのかなという気は少ししているの

ですがね。

○西郷部会長 その調査の項目に関しては、この次でまた議論しますので、そこでもしこれに、実施部局から出されている案に更に追加して、そうすれば四半期の推計にも資するのではなからうかというような項目が、もしかしたら見つけられるかもしれませんので、そちらで議論していただくということによろしいですか。

○宮川委員 はい。あと、もしなければ、その方向性みたいなものを、次回のときにもう少し具体的に述べていただいた方がいいかもしれません。計画にはあるわけですから。混合所得とか。

○西郷部会長 そうですね。それはできますか。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調整課長補佐 先ほども申し上げました通り、国民経済計算体系的整備部会で「生産側、分配側の四半期速報の開発」について御報告した際に、まさしく当該点については、「混合所得は、「個人企業経済統計」の四半期調査廃止の方向性を踏まえた代替的手法の検討が必要。」と、論点として挙げてさせていただきました。当該論点を含めた「生産側、分配側の四半期速報の開発」についての検討状況の御報告はいずれしななければならないというふうには承知しており、国民経済計算体系的整備部会においてその旨ご報告しておりますので、本件については、当該報告の際にできる限りご説明できるよう検討していきたいと思っております。

○西郷部会長 ではこちらの部会ではなく、国民経済計算体系的整備部会で、よろしいですか。多分議論の中心もそちらにやっていただいた方がいいと思っておりますので。ありがとうございます。

ほかに。野辺地専門委員。

○野辺地専門委員 資料3の11ページの論点のcのところ、初回調査について、平成30年の実績については初回調査を31年6月にやるとともに、従来の方式で平成30年の部分を3月にやるとのことです。そうなってくると、同じ年の部分を2回聞くというのは、対象が3,700から37,000になるということで、同じところに対して2度、前に答えたはずなのに、また聞くのかというような類の話が出てくるのかどうか。また、そういうことについての対応をどう考えるのかということは、いかがでしょうか。

○西郷部会長 はい。これは回答をお願いします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 同じ30年の暦年を調べるということにして、現行の構造調査の部分の平成31年3月に実施する3,700の対象企業と、それから新たな見直し後の37,000というのは、基本的には重複しないように調査を行うということにしてあります。

○西郷部会長 それでよろしいですか。

ほかにありますか。どうぞ、よろしくをお願いします。

○野呂委員 純粋な質問ですが、同じページのbのところの3月を6月にということで、これを6月にしましても調査の対象となる期間はカレンダーイヤーの1月～12月ということなので、個人企業ですと、その後2月か3月に確定申告して、3月に答えるというのは非常に分かりやすい段取りで、回収率の向上にもつながると思うのですが、あえて6月に

延ばさなくてはいけない理由は、どういうことでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 分かりにくくて申し訳ありません。

3月に実施をするということ自体が、もう年度という、いわゆる予算の仕切りとすると実は前年度になってしましまして、例えば平成31年の3月に調査を実施するということは平成30年度の調査ということになるわけですし、今回の見直し後の調査につきましてはその31年度から実施ということにしてありまして、その実施自体としましては平成31年の6月の段階で前年の暦年の状況と、6月時点での従業者数とか、そのようなものの把握をしていきたいというふうに考えております。

○宮川委員 これは報告するとき、どうされるのですか。つまり実際に30年の暦年の3月にやった3,700と37,000ですか。それを同じ年の調査として公表されるわけですね。そうすると、普通の人にとってみると、3,700と37,000の区別がよく分かっているわけではないので、同じ年の調査が2回出ているというふうに、公表資料として取られませんか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 そのこの部分は承知してしましまして、結果の公表の際に、疑念がないような形でしっかり説明もしていきたいと思っております。

基本的には、これまでの4産業に限定していたものが、ほぼ全産業に広がるような形になりますので、ただ、従来から調査をしている製造業ですとか、卸・小売りというような部分については、いわゆる標本サイズとしての違いによる結果ということになってしまうわけですが、そのこの部分の結果の出し方については十分検討してまいりたいと思っております。

○西郷部会長 どうぞ。

○野呂委員 先ほどの御質問と同じですが、平成30年に限らず、今後ずっとですが、2月から3月に確定申告をした後、間髪に入れずに、調査票に転記してもらう方が普通のような気がします。6月にしてしまうと申告の書類がどこへ行ったか分からないとか、個人企業主ですからいろいろ忙しくしていらっしゃると思うのですが、あえて3月から6月にすることのメリットが、今の予算年度の話は別にいたしまして、よくわからないと思います。ますます回収率・回答率低下につながるのではないかという心配をしているのですが、それはどうなのですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 個人企業の確定申告の時期が2月から3月の中旬ですので、実際にやはり2月・3月くらいまでは企業の繁忙期に当たるのではないかと思います。したがって、その確定申告後に御回答いただくということになりますと、4月早々の調査票を配って御回答いただくというのが、確かに一番タイムリーな調査だとは思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、年度の4月からいきなりその調査を始めるためには前年度からもう既に準備をしていかないと、4月時点の配布・回収ができないものですから、そうなりますと平成30年度からの予算措置が別途必要になってしまうということもありますので、31年度からの一番早い時期の6月というふうにさせていただいているということです。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 少し補足させていただきますと、

以前経済センサス、工業統計等の調査実施時期について、御議論いただいた時に、やはり2月、3月、工業統計ですと年末からになっていましたので、そういう時期に調査をするというのは非常に報告者の負担も大きいとの意見がありました。また、経済センサス-活動調査を24年2月に調査した際の結果の報告の中でも、このような時期はやめてほしいと、小規模のところを中心にそういう申告時期と重なるところは避けてほしいというような御意見が多数寄せられたということもあります。5月なのか6月なのかというのはともかくとしまして、2月・3月はなかなか難しいのかなと思います。

それから6月というゴールデンウィークを置いて6月ごろにするのが一番妥当なのではないかということで、今までの、経済センサス-活動調査もそうですし、中間年の調査も大体そこに合わせていこうというような動きがあるということをお理解いただければと思います。

以上です。

○西郷部会長 はい。野辺地専門委員。

○野辺地専門委員 先ほどの御説明の中で、従業者数については6月1日現在の人数を記入してくださいと、資料1の23ページにきちんと明記されています。この6月1日という日付の持つ意味合いというのは、他の統計調査も同じであって、要するに人については、従業者数については6月1日基準で行くというような何か基本的な考え方があるのかどうかを他の調査の状況も含めて教えていただけたらと思います。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 現状の経済センサスにおきましても同じような扱いになっていまして、経済センサスで行きますと、その経済センサスの実施年は6月か7月ですが、そこで把握している売上高等については、その前年1年間の売上高等を把握して、従業者数等につきましても、その調査時点での従業者数等の把握をするという形になっていますので、扱いとしては経済センサスと同じ扱いになっているということです。

○西郷部会長 よろしいですか。

ほかに何かありますか。私も、最初に伺ったときに、同じ年の調査が2回報告されるということが非常に、今までと大分違うかなという感じはしましたが、その一方で、調査時期は大体経済センサスに合わせて6月に実施するというような流れが大きくできておりまして、それは回答者の負担や何かを考えた上でのこと。そうすると、どこかではそういうことが起こらざるを得ないのかなということで、自分自身を納得させたというような次第ですが。

ほかに何か、やはり6月はあまりよろしくないというような議論がないようでしたら、一応部会として了承したという形にしたいと思いますが、よろしいですか。

もし、調査時期に関しまして何かありましたら、また後で論点として挙げていただいても結構ですので、今日はもう少し、ある意味でもっと重要な調査事項に関しましても時間を取りたいと思いますので、会の進行としては次の調査事項の整理というところの調査実施者からの御説明に入りたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、資料3の12ページです。調査事項の整理に関する論点ですが、まず総論といたしまして、論点dの調査事項の新設・変更・廃止の判断基準ということにつきましては、基本的には現行の構造調査票の調査事項を時系列比較の観点から継続して把握することにしてありますが、調査事項の新設・変更・廃止につきましてはこの表に整理したような判断基準によっております。

まず、調査事項の新設につきましては、男女別統計の整備、個人企業の経営実態の分析、国民経済計算の精度向上というような観点からのニーズを踏まえて行っているものです。また、調査事項の変更につきましては、調査事項の記入頻度というような、いわゆる記入状況勘案をした変更を行っております。また、調査事項の廃止に当たりましては、報告者負担の軽減、結果精度の確保、調査事項の記入状況、それから他の統計調査結果の活用の可否、制度変更等による把握必要性の低下と、このような観点から実施しております。

それから論点eの経理事項の報告者負担の軽減に資する調査票設計につきましては、設備投資に係る事項を除きまして、先ほど申し上げたような確定申告書類から転記可能な項目に限定をいたしまして、報告者負担の軽減に資する調査票設計としているところです。

続きまして14ページの論点fですが、副業の事業収入につきまして、有無だけではなくて事業内容等についても把握すべきではないかという点ですが、字がかなり小さくて申し訳ありませんが、表7を御覧いただければと思います。この表7のところ副業について、仮にその事業内容別に把握するとした場合、想定される個人企業調査の個人企業数を試算したものでして、御覧のようにかなり少ない数字が並んでおりまして、こういう事業別の内訳まで調査をして結果表章をしようとする、なかなか標本層の関係からも難しいのかなということですが、

こうしたことから、主な事業以外の事業収入の有無のみを把握するというようにしてありまして、結果表章と、例えば二次利用では観点が違うのかもしれませんが、なかなかいわゆる基幹統計として結果に責任を持つ、表章するということになりまして、なかなか厳しいのかなというふうに思っております。

それから論点gの設備取得状況の項目におきまして、先ほどから議論になっていますが、「その設備を取得した主な時期は第何四半期ですか」というような項目を追加することですが、このようなニーズ等があれば、そうした項目を設けることについて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから論点hの電子商取引の状況把握ですが、表9のところ平成24年経済センサス活動調査の結果を載せてありますが、電子商取引を行った個人企業の割合がかなり低くて、結果表章に必要な標本数の確保が非常に難しいのではないかと考えております。

一方、図2に個人企業経済調査のインターネットに接続している割合を映してあります。4産業の部分ですが、こここのところの推移を見ますと、なかなか大きな上昇をしているというようなことではないかなというふうに思っておりまして、こういうことを勘案しますと、今回の見直しにおきましては、この電子商取引の把握は難しいのではないかと考えております。

ただ、今後、個人企業における電子商取引の進展の状況等を踏まえて、引き続き検討し

ていければというふうには思っているところです。

調査事項に関しましては以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。この点に関しましては、かなりいろいろな論点があると思います。四半期から年次になっているので、確定申告に基づいて書けば書きやすくなるのではないかという面がある一方、今まで調査員調査でやられていたものが郵送調査になるということから、そもそも個人企業にこれだけの調査票を自力で埋めるということが出来るのだろうかという点、それから先ほど四半期から年次になるということから、その設備投資に関する四半期の情報が落ちてしまうわけですが、それを何とか補うような調査項目というのが年次の調査であり得るのではないかというような論点が幾つか挙げられると思います。

それでは、今の御説明に関しまして質問等ありましたら、よろしくお願ひします。まずはそもそも書けそうかということに関して、山本専門委員が情報収集をしていただいているそうなので、それについて御披露いただけるでしょうか。

○山本専門委員 商工会議所で相談センターという企業との相談部門を持っているところがありましたので、そこの経営指導員と少し話しまして、新しいところでも「書ける」という話はしていたのですが、気になったところが無給の家族従業者というのが少し混乱してしまうのではないかというのがあります。

○西郷部会長 調査票で言うと、どこになりますか。資料1の23ページですね。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 第3面の後半の項番11でしょうか。

○山本専門委員 こちらが以前の調査のところでは、特に無給の家族従業者というのを聞いていなかったもので、これを入れるようになった背景と、その相談を担当する部門と話してしましたら、専従者給与がある人で無給ってどういうことなのだろうと混乱してしまうのではないかと。要は従業者という言い回しがずっと理解できないのではないかというのがありました。

その部分と、あと「パーソナルコンピュータ」というところが、何かしつかりとしたパソコンをイメージさせてしまって、タブレットPCみたいなものとか、スマホを持っているとか、「そういうのだったらパーソナルコンピュータって言う代物までは持っていないのではないか」と思う高齢者の人もいるのではないかというような指摘がありました。

とりあえず私の方ではその2点です。

○西郷部会長 ありがとうございます。まずはその2点に関して御回答をいただけますか。

○齊藤総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐 今回追加しております「無給の家族従業者」などは、調査票は第3面の左の家族従業者で「事業主と生計を共にしている家族で、事業に従事している人」、このあたりは経済センサスにおける従業員の定義と今回そろえた形にしているものです。

それからパーソナルコンピュータにつきましては、タブレット端末は含めておまして、このあたりも含めますという説明など、記入要領の中で細かく解説していきたいと考えております。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 若干補足しますと、家族従業者の取扱いにつきましては、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインというのが平成27年にできておまして、統計間の比較可能性の観点を踏まえて統一的なガイドラインができておりますので、その扱いに準じたものということになります。

○山本専門委員 その扱いで、家族従業者の中でも無給と有給を分けた方がいいということですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。

○西郷部会長 それは調査実施者の側の理屈であって、書く側の理屈としてそれが通用するかということが多分御懸念なさっているということなのだと思います。

○山本専門委員 そうなのです。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 名称自体を変えることはなかなか難しいと思うのですが、例えば企業にお配りする記入要領ですとか、記入の仕方みたいなものをお配りさせていただきますので、その中でできるだけ分かりやすいような解説をさせていただければと思います。

○山本専門委員 そうですね。結構慣れている相談指導している者だったのですが、ここで「これって何だろう」というので止まってしまったので、おそらくこういうことなのではないかなというのを5分くらい話しまして、「ああ、そういうことだったら分かるのだけれども、何のための聞くのかな」というのと、「少し書きづらいな」というのは、そこでの指摘を受けていました。

○西郷部会長 多分今すぐ何か対策というか、思い浮かぶということはないと思いますので、もし御検討いただいて次回の部会で御回答をいただけるようだったら、今の記入項目に関して、パーソナルコンピュータに関してもしありましたら、御回答いただければというふうに思います。

○山本専門委員 あと、すみません。言い漏れていた点がありまして、資料1の24ページの「事業経営上の問題点」というところですが、下から3つ目に「原材料価格・仕入価格の上昇」というのがあるのですが、企業の相談者から多く聞かれるのは価格転嫁ができないという声がよく聞かれておまして、価格が上昇していても転嫁ができれば問題はないのですが、やはり転嫁ができないというので、かなり悩みを抱えている企業が多いので、それを入れてあげないと実態を把握できないのではないかとというのが、私では頂いています。

○西郷部会長 ありがとうございます。これに関してはいかがですか。記入欄の大きさ等もあると思いますが、もしそういう御意見があるということであれば、追加等を御検討いただくということでもよろしいですか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査票上のスペースは特段の問題はありませんので、今の御指示に沿って少し検討させていただいて、次回お答えさせていただければと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。山本専門委員はよろしいですか。

○山本専門委員 大丈夫です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

あと、もし記入がそもそもできるのかどうかということに関して、野辺地専門委員からざっと見ていただいて、今回初めて御覧になっていると思いますので、次回でも結構ですが、もし「ここはこうした方がいいのではないか」という意見があれば、今なり、あるいは次回でも結構ですが、御指摘いただければと思います。

それから設備投資に関しては、確か宮川委員から、こういう項目を調べればいいのではないかというような御意見を伺っているというふうに聞いておりますので、もし宮川委員から何かありましたらお願いします。

○宮川委員 はい。私の方では、個人企業の四半期推計の情報というのは、精度とか、いろいろな問題はあるのですが、ここをベースにしているということもあったと思います。それから設備投資の範囲が非常に広がって、これだけでなく研究開発とか、いろいろな投資部分についても四半期の推計というのは非常に難しくなるので、そういう中でこういう、いつごろ主な投資をしましたかというような情報が国民経済計算の推計とか、それから逆に言うと、内閣府がお使いにならなかったとしても民間のエコノミストの人が例えば参考にするとか、そういうこともあり得るのかなというふうに思ったので、提案をさせていただいたということです。

それからあと1つ、少し気になった点があるのですが、ついでに言わせていただいてもよろしいですか。これは専門家の方にまた聞かないといけないのですが、資料1の22ページの8番目の営業経費で、例えば利子・割引料とかを聞かれたり、18番で今、事業経営上の問題で資金繰りの悪化というところを聞かれていながら、一方で負債部分という、残高の部分というのは今度削除するということのようなのですね。そうすると、例えば売上高に比して負債が多くなっていて、資金繰りが悪化しているのかとか、個人企業の場合の利率とか、負債に対する利払い率みたいなものが、例えば他の規模の企業よりも高いのかというような情報は、もう分からなくなるということなのですね。

つまり金額が分かったとしても、こういう問題点を指摘されても、その要因とかいうのは、ここからはなかなか取れないということになるのですが、この点はどうか考えたらいいのかなというのは、少し気にはなったのですが。

○西郷部会長 今、御回答を頂けますか。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 この営業上の資産と負債につきまして今回削除することにした経緯ですが、実は実際の調査の記入状況を見てみますと、現金と預金以外の項目はほとんどゼロ記入という形になっています。特にその営業上の負債のところについても、支払手形とか、ものすごく細かい内訳を実は設定したのですが、ほとんど書かれていないというのが現状です。

したがって、ここのところにつきましては、ほとんど現金と預金というようなことに集中してしまっておりますので、今回追加項目を入れたスクラップ・アンド・ビルドという観点で、記入状況等を勘案しまして削除させていただくということにしております。

なかなか個人企業というような特性で、このような状況になっているのではないかと思います。

○西郷部会長 野辺地専門委員。



○野辺地専門委員 資料1の23ページの先ほど話題になりました無給の家族従業者につきましては、回答に若干戸惑いを感じている人も出てくるのかもしれないので、やはりそこは、少し配慮した聞き方がないかなという気はしますね。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査依頼をするときに、文面として明確にするなど、丁寧な対応をしてみたいと思います。

○宮川委員 先ほどの件ですが、内閣府はこれがなくなって、もし要らないとしたときに、例えば民間のエコノミストから「一体個人企業の投資の推計は今後どうされるのですか」というふうにしたときに、どうお答えになる予定でいらっしゃるのですか。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調整課長補佐 先ほど宮川委員から「四半期のうち、どの期において設備投資をしたのか」という情報を年次で聞くことができるかという御提案をいただきました点、非常に有用な御提案であると考えます。もちろん四半期速報の段階では使えないのですが、年次推計で四半期推計を行っておりますので、その際に利用するということはおそらく可能になるだろうと思っております。

ただ、その前提条件といたしまして、現在の調査票のこの23ページですが、設備投資取得状況が新設設備取得額と中古設備取得額を聞く形になっておりますが、この2つになっているのですが、旧調査票、特にこの動向調査編ですと、設備投資を建物とか、建物付属設備、車両、機械、器具、備品、あと土地購入という、それぞれ細かい形で調査をしていたということがあります。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 すみません。非常に細かなのですが、申請事項の資料1の14ページのところに調査票の新旧というのがありまして、その一番右下に設備投資というのがありまして、現状の動向編が物別に4種類に分かれているというのが、御覧いただけます。

○山岸内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調整課長補佐 現在、国民経済計算の設備投資の推計においては、この上から2つ目の車両、機械、工具、設備という、部分を利用しているという状況ですので、この調査票自体がまとめた形での年次推計で、そのいつ取得しましたかという形ですと、なかなか使いづらいということがありますので、今まで使っておりました車両、機械、工具、器具の部分についての四半期の情報というのが、もし入手できるようになれば、利用可能性が高まるというふうに考えております。

宮川委員からの御質問で、要はそれを踏まえて四半期パターンについてどのように国民経済計算で推計するのかということですが、当然まず年次推計についてはこのような情報も使いながら推計した上で、四半期速報の推計におきましては、企業設備というのは需要側・供給側がありますので、その供給側の情報なども使いながら、かつ今回の御提案によって四半期のパターン、かなり確かな四半期パターンが把握できると思っておりますので、これらの情報を使いながら、より確かな推計をできるようにしたいと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。資料1の別添2の23ページの一番上のところの設備取得状況、10番に関しましては、いろいろある調査項目の中では比較的まだ余裕があるというか、空白がある部分ですので、聞き方によって何か国民経済計算に資するような情報というのが年次調査ではありながら得られるということであれば、追加的に聞く、しか

もある程度回答が得られるようなものを検討する余地はあるのかなというふうには思いません。

ただ、どうやったらいいかということについて具体的な案が、私の方で今、用意してあるわけではないので、では、ここは多分、もし回答者に対して大きな負担をかけずに、なおかつ国民経済計算で役に立つような調査項目、あるいは質問の仕方というのがあるようだったら、それを御検討いただくということによろしいですか。

**○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長** 今お話がありました設備投資の内訳として、いわゆる車両機械関係ですね。それを取った上で、第何四半期で一番多かったのかという話ですが、もともとこの設備投資の内訳を削除した理由としては、個人企業ですので、これだけの内訳を全部取ってもなかなか記入がないという実態を踏まえて、基本的には新規と中古というようなくりにしたわけですが、ただ、今の御指摘というか、御要望のありました車両、機械、工具、器具、備品というのは、これまでの内訳の中で一番記入率の高い内訳でもありますので、その部分について特別に把握するということが自体は可能だと思います。

したがって調査票上のスペース上もできるかと思しますので、次回の部会におきまして当方で調査票の設計案を作ってお示ししたいと思います。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

宮川委員、今のところで何か御意見がありますか。

**○宮川委員** 大変結構だと思いますので、御検討いただければと思います。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

ほかに今の論点に関しまして追加的に御意見等がありますか。

**○山本専門委員** 先ほど宮川委員から借入金の部分のお話があったかと思うのですが、おそらくですが、先ほど御説明のあった現金及び預金の記入が多く、現金及び預金以外の項目はゼロというのはあるのですが、記入負担があって書かなかったのではないかなと思っていて、例えばですが、個人タクシーは、皆様借入れでタクシーを買われているケースが多いと思うので、借入れは逆に個人事業主の方が不安定ですから、現金、預金があるということ、私たちの実感で言うと、この理由で言われると少しそうかなというものが受けとめとしてはあります。

ただ、負担があって少し書きにくかったりというのがあるのではないかなと思っています。

新しいところにも調査票で、営業経費というのがあって、資料1の22ページのところで、利子・割引料というのがありますので、おそらくそこでは結構書いている人が多いのではないかなと思っていて、記入負担があるので負債は記入していないのではないかなというのが、感触としては持っています。

ただ、記入負担があって書かないということであれば、私としてはなくてもいいのではないかなというのが意見です。

**○西郷部会長** 今の点に関して何かありますか。特に御提案というか、そういう感じだとは思いますが。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 確かに御指摘のとおり、記入負担という観点でも、やはり未記入というのものもあるのではないかと思います。現実的に言うと、今言った昔から取っている営業費用の内訳におきましても、記入率の悪いというところは実は確定申告の帳票からそのまま転記できない費用項目のところが特に悪いということになっています。

そういうことを考えますと、一応今回の調査票設計の基本スタンスが、できるだけ確定申告のときの帳票から転記してしまえば回答ができるというような項目に限定しておりますので、そういう意味では今回の項目に関しての記入率については、しっかり書いていただけではないかというふうには思っています。

○山本専門委員 そういう意味では、資料1の13ページの変更理由で、私が少し違和感を持つのは、負債を持たず現金で操業していると考えられているというところが、少し経営支援の現場から言うと、個人事業主なほど、そんなことはないのではないかというのが思っていますが、委員も御意見があれば。

○野辺地専門委員 確定申告書で利子・割引料として記載する以上、事業に関連した負債であるということを、回答者も認識した上で、経費として処理するわけですから、いろいろと住宅ローンその他、他の借入れがあったにしても、やはりそこは区別して扱っていると思うので、確定申告書からそのまま転記できるような形であれば、この経費の内訳についてはこの様式でよろしいのではないかなど。

○江刺総務省統計局統計調査部経済統計課長 営業経費の内訳で、これまで取っていたものの中で落としたのは、実は賃借料でして、これが先ほど申し上げたように、いわゆる確定申告にはない営業費用項目として調べていたものでありますので、それは今回削除させていただいたという形になっております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかに調査事項に関しまして御質問等がありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日本日予定しておりました審議の事項に関しましては、一応全部議論できたという形になりますので、宿題が幾つかありました。もう時間が過ぎているので、全部は繰り返しません、特にバックデータを2つ御用意いただくということと、質問の項目に関して、例えば無給の家族従業員ということに関しては、回答者の側がきちんとそれとして分かるような工夫をしていただくということ、それから価格の転嫁ができないということが結構大きな原因ではないかということが18番の事業経営上の問題点というところで項目として挙がっていないので、それを追加するところを御検討いただく。

もう1つ、かなり大きな国民経済計算との関係という観点では非常に大きなものとして、資料1の別添の23ページの一番上のところの設備の取得状況に関して国民経済計算の四半期の推計に資するような形で調査項目の追加ないし修正というのを御検討いただくところが、主だったところだったかと思えます。

それでは、最後に皆様方をお願いですが、本日の審議内容につきまして追加で御質問、お気づきの点等がありましたら、ショートノーティスで申し訳ないのですが、7月11日火曜日までに事務局まで電子メール等で御連絡いただければと思います。

本日配布されている資料3には、次回の部会で審議する集計・公表に関する部分の回答も記載されておりますので、御覧になって、これらについても御意見等があったらあらかじめお寄せいただければと思います。

なお、本日の審議内容につきましては7月27日に開催予定の統計委員会に御報告いたします。

それでは次回の部会につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 次回の部会は7月27日木曜日の10時から、こちらの庁舎の7階の中会議室で行います。

先ほど部会長からもお話がありましたが、追加の御質問やお気づきの点がありましたら、7月11日までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては次回以降の部会においても審議資料として使用いたしますので、御持参いただけますようお願いいたします。

最後に、部会の結果概要については事務局で作成次第、メールにてご照会をいたしますので、こちらにつきましても御確認をお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

はい、よろしく申し上げます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今日は時間を20分ほど延長してしまいまして、申し訳ありませんでした。

本日の部会はこれまでといたします。どうもありがとうございました。